

当施設がある総領町は「春一番に咲く山野草」として知られる節分草の、西日本有数の自生地です。

節分草は広島県の準絶滅危惧種に指定されており、2月中旬から3月中旬にかけて咲くことから「春の妖精」と呼ばれ、県内外を問わず多くの山野草ファンに親しまれています。

当施設に併設するアースワーク河川公園にも咲いており、自由に見ることが出来ます。

当施設の特産品売り場では、総領町ならではの特産品や、節分草にちなんだグッズなどを販売しています。



▶節分草



▶レストラン入口



▶旬の食材にこだわった料理

また、地酒を搾る際にできる酒かすを販売しており、まとめ買いする人がいるほどの人気商品です。

昨年4月にリニューアルオープンしたレストラン「avenir town MIRAINO=MACHI」では、「お昼のランチコース」や「比婆牛ステーキランチ（3日前からの予約が必要）」が好評で、遠方からのお客さんも含め、多くの人に利用されています。

総領町にお越しの際は、旬の食材にこだわったランチを味わいながら節分草を楽しみ、春の訪れを感じてください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。

安心・安全な毎日のために

2021年度全国統一防火標語
「おうち時間
家族で点検
火の始末」

春季全国火災予防運動が
始まります

3月1日(火)～7日(月)

市内では毎年、農繁期が始まる3月4月に、たき火を原因とした火災が集中して発生しています。

春先は空気が乾燥し、風も強くなるため、一度火災が発生すると広範囲に燃え広がる恐れがあります。火災を起こさないために、次のことに注意しましょう。

火災予防のポイント

- ・火を付けたら、完全に消えるまでその場を離れない。
- ・水バケツなどの消火用具を必ず準備する。
- ・空気が乾燥しているときや風の強い日には屋外で火を使用しない。

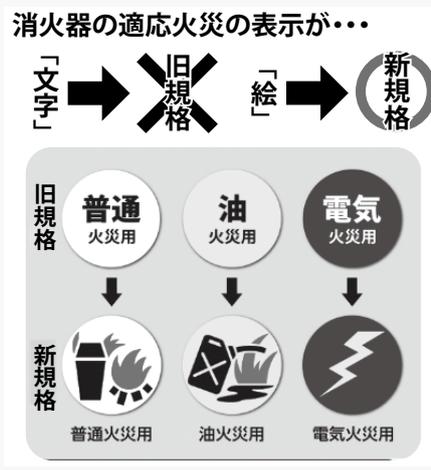


※野外で家庭ごみや事業ごみを燃やすことは禁止されています。

庄原消防署 ☎0824・72・9911
東城消防署 ☎08477・2・4005

「各事業所の皆さんへ」
新規格の消火器に交換を!

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物などで、古い規格の消火器が1月1日から設置できなくなりました。これは老朽化による破裂事故の防止を目的としたものです。新規格と旧規格の消火器の見分け方は次のとおりです。



なお、消防法令で設置が義務付けられていない家庭などの古い消火器は、交換する義務はありませんが、腐食したものは破裂事故の危険があるため使用しないでください。
不要になった消火器の処分は、日本消火器工業会が地域の販売代理店（リサイクル窓口）と協力して行っていますので、お近くの窓口へお問い合わせください。

